

# 第1章 計画の概要

## 1 計画改定の趣旨

本市では平成 24 年 3 月に「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画第 5 期計画」（この計画を「第 5 期計画」といいます。）を策定しました。

市では、この第 5 期計画に基づき、高齢者相談センターを核とする地域ケア体制を強化するとともに、高齢者福祉サービスの充実を図ってきました。また、認知症サポーター養成講座の開催など、認知症高齢者を地域全体で支えるための取組やひとり暮らし高齢者への見守り体制の強化、成年後見制度の普及と啓発等を進めてきました。

介護保険サービスについても、地域密着型サービスとして小規模多機能型居宅介護や地域密着型介護老人福祉施設が新たに整備されるなど地域バランスに配慮し、安定的なサービス提供ができるよう基盤強化を進めてきました。

しかしながら、平成 37 年度にはいわゆる団塊の世代が 75 歳以上となることから、高齢者数の伸びを上回るペースで要支援・要介護認定者や認知症高齢者が増加していくことが予測され、高齢者が身近な地域においてインフォーマルサービス※を含めて医療・介護・福祉等の様々なサービスを切れ目なく利用でき、在宅で安心して生活できる地域包括ケアシステム※の構築が重要な課題となっています。

この計画は、以上のことを踏まえ、高齢者の生活全般にかかる課題に対応するための基本的政策目標とその実現のために取り組むべき施策を明らかにすることを目的に改定するものです。

---

※ インフォーマルサービス：近隣や地域社会、ボランティア等が行うサービスのことをいいます。公的機関が行う制度に基づくサービス（フォーマルサービス）の対語として使われます。

※ 地域包括ケアシステム：高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるシステムのことをいいます。

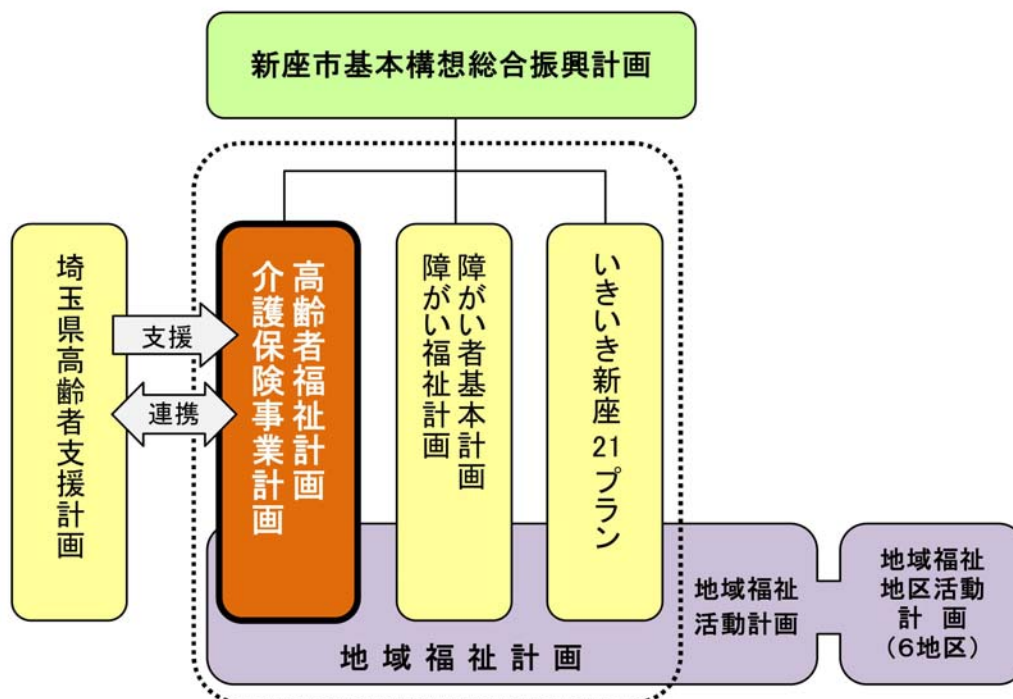
## 2 計画の性格及び位置づけ

この計画は、医療・介護・福祉を始めとする高齢者施策に関する総合計画として、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）及び介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体の計画として策定するものであり、本市における介護保険制度の計画的・効果的な運営を規定するとともに、高齢者一般施策との調和を図りながら、すべての高齢者に対応した施策を展開するものです。

また、市の基本構想総合振興計画に基づき、地域福祉計画・地域福祉活動計画・地域福祉地区活動計画<sup>\*</sup>、いきいき新座21プラン、障がい者基本計画及び障がい福祉計画等関連計画との調和を図りながら、高齢者に関する総合的な施策推進を図るものです。

なお、埼玉県が策定する高齢者支援計画（介護保険事業支援計画）との整合も図っています。

図 各計画の関連



<sup>\*</sup> 本市では、市が策定する地域福祉計画と新座市社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体の計画として策定しました。また、この計画を地域で推進するため、日常生活圏域に対応した市内6つの地域福祉圏域ごとに、地域住民等が主体となって地域福祉地区活動計画を策定しており、平成26年度末現在、北部第二、南部、東部第一及び東部第二地区において策定されています。

### 3 計画の期間

この計画は、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とし、平成 29 年度（2017 年度）を目標年度とする、3 年を一期とする計画です。

なお、この計画は、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年度（2025 年度）を見据え、第 5 期計画で開始した地域包括ケア体制実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進等の取組を具体化していくための計画として位置づけられます。

そのため、平成 37 年度（2025 年度）のサービス水準、給付費や保険料水準を踏まえ、中・長期的な視点に立った施策の展開を図る計画となっています。

#### 計画の期間

年度	平成 21 年 2009 年	22 年 2010 年	23 年 2011 年	24 年 2012 年	25 年 2013 年	26 年 2014 年	27 年 2015 年	28 年 2016 年	29 年 2017 年	
計画 期間	第 4 期計画 (平成 21 年度～平成 23 年度)			第 5 期計画 (平成 24 年度～平成 26 年度)			第 6 期計画 (平成 27 年度～平成 29 年度)			
	見直し									
関連 計画										
	第 4 次新座市基本構想総合振興計画 (平成 23 年度～平成 32 年度)									
	第 2 次新座市地域福祉計画・ 新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画 (平成 24 年度～平成 28 年度)									
	第 4 次新座市障がい者基本計画 (平成 24 年度～平成 28 年度)									
	第 4 期新座市障がい福祉計画 (平成 27 年度～平成 29 年度)									
第 2 次いきいき新座 21 プラン (平成 27 年度～平成 36 年度)										



## 4 計画の策定体制

この計画は、「新座市介護保険事業計画等推進委員会」の諮問・答申を経て策定しました。

また、策定に当たり、在宅の65歳以上の市民全員を対象に実施した「日常生活圏域ニーズ調査」の結果を踏まえ、日常生活圏域ごとのニーズを把握するとともに、幅広く市民の意見を反映させるため、公聴会及び計画素案に対する新座市パブリック・コメント手続条例に準じた意見募集を実施しました。

一方、実務に携わる立場からの意見を反映させるため、市内6地区の高齢者相談センター（地域包括支援センター）※に地域ごとの資源の整備状況や地域包括システム構築に向けた課題に関する調査を実施しました。

庁内の関係各課に対しては、第5期計画に位置づけた関連事業の進捗状況及び今後の方向性について調票調査・ヒアリングを行いました。

## 5 計画策定後の点検体制

この計画は、介護サービスに係る基盤整備や需給調整を果たす機能を有しているため、新座市介護保険事業計画等推進委員会において、事業の進捗状況を毎年度点検・評価を行います。

※ 高齢者相談センター（地域包括支援センター）：介護保険法第115条の45に基づき設置する地域包括支援センターのことであり、新座市では、平成24年度から呼称を「高齢者相談センター」としました。地域包括ケアシステムの中核機関であり、①「介護予防マネジメント」②「総合相談・支援」③「権利擁護事業」④「包括的・継続的なマネジメント」⑤「二次予防事業対象者把握事業」などの機能を担います。